

No.23

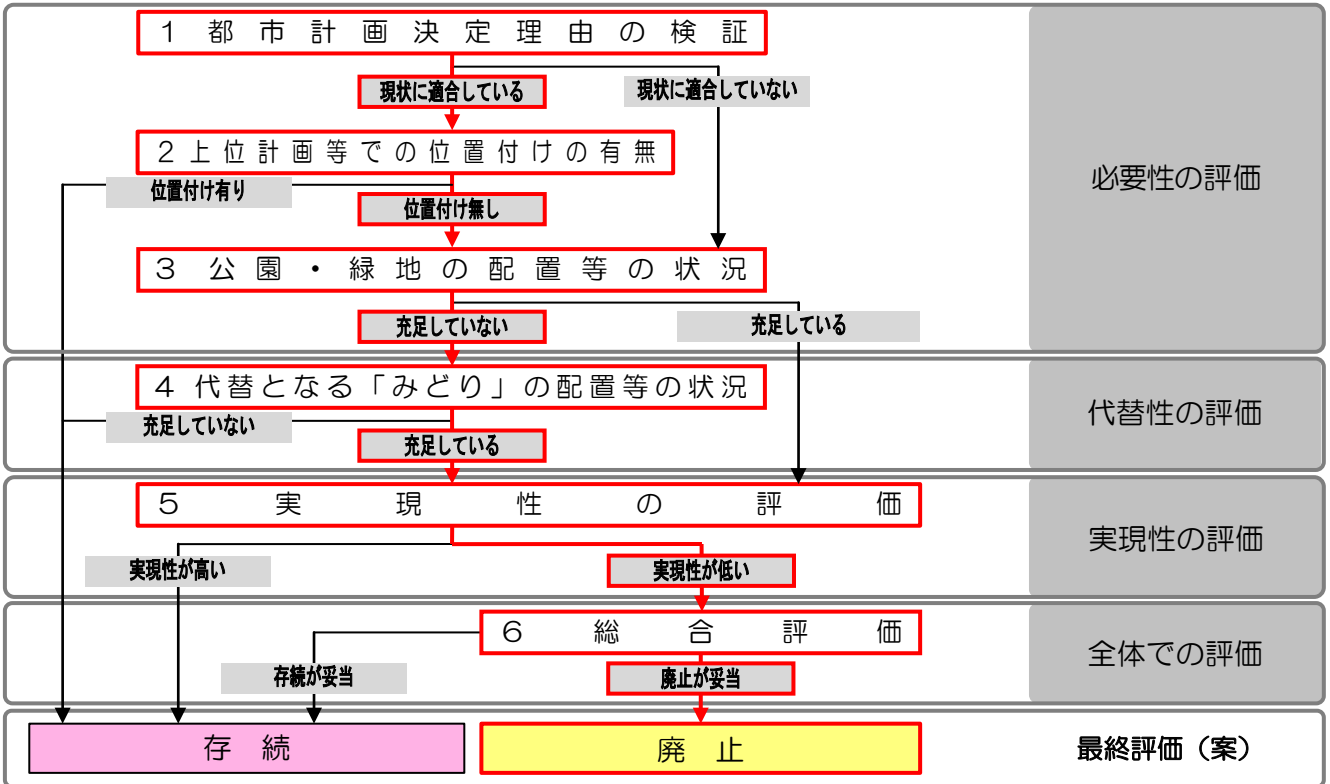
公園・緑地の評価調書

83 三条東児童公園

(平成25年1月21日)

三条東児童公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は23 三条東児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（一団地の住宅経営により居住環境の改良を図ろうとするに当り、公園については本案のように若竹児童公園を廃止し、三条東児童公園を新たに設置する）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 粟田坊町公園（街区公園）及び大和大路新門町付近（街路広場）の誘致圏域と重複するエリアがあるものの、配置に偏りがあることから、街区公園の適正配置の観点において充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝0.34 m²/人 ≤ 5m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.092ha（街区公園 0.092ha）÷ 誘致圏の人口：2,699人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・緑地・白川（環境保全、景観形成、防災） ・大將軍神社・園光寺（環境保全、景観形成、防災） ・元有済小学校（防災） <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝6.16 m²/人 ≥ 5m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：1.662ha（上記公園・緑地、大將軍神社 0.26ha、園光寺 0.07ha、緑地 0.05ha、元有済小学校 0.34ha、白川 0.27ha、三条保育所 0.15ha、本山要法寺 0.43ha、） ÷ 誘致圏の人口：2,699人</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	<p><地域コミュニティの存続への影響> 未着手部分は市営住宅 12 号棟(10F)、5号棟(5F)であり、移転となると、地域コミュニティの存続への影響がある。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 市営住宅 2 棟</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 市営住宅等の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。</p> <p>用地買収は必要無いものの、市営住宅等の移転となると代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として円山公園が近接しており、防災上の問題はない。

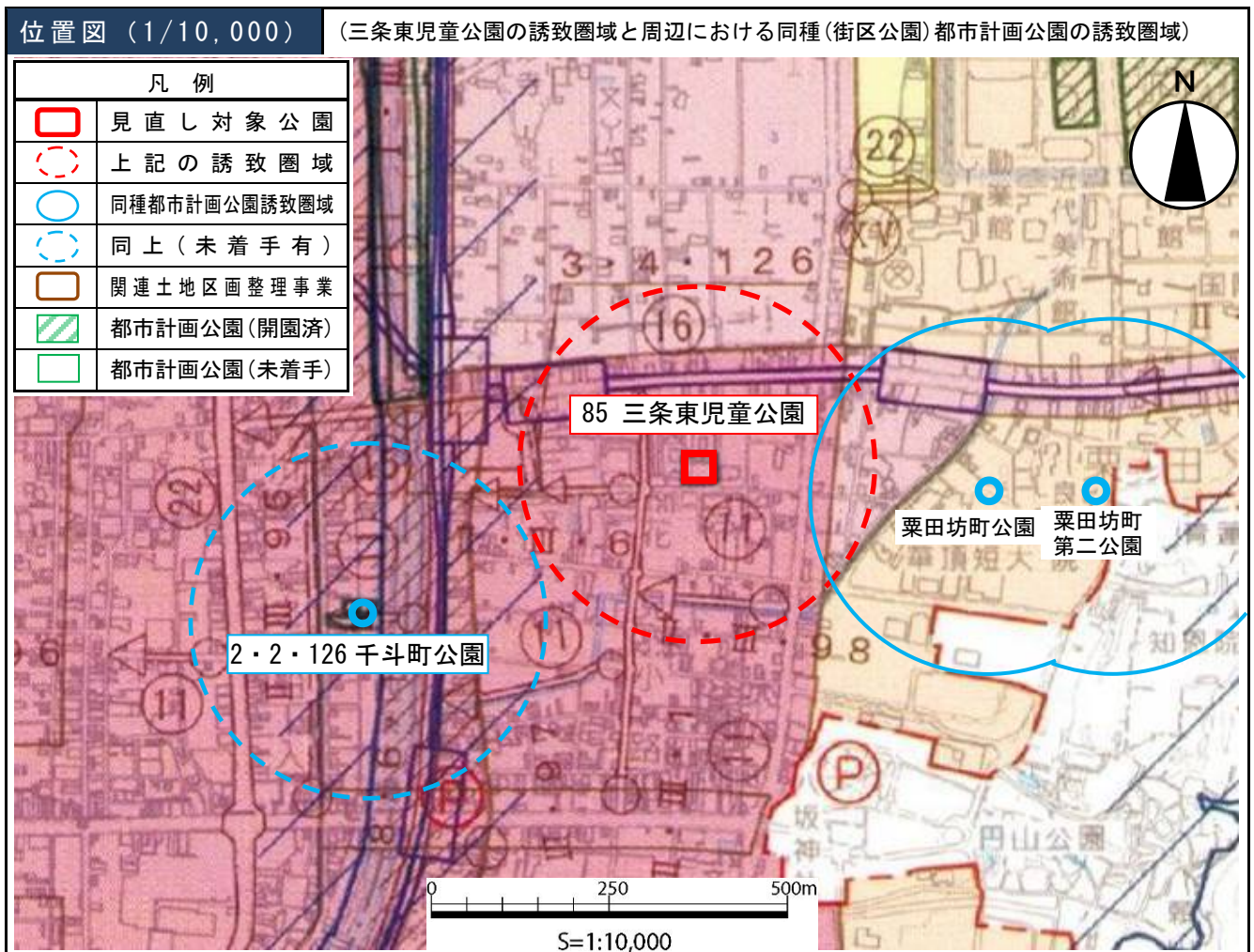
※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の一部廃止 (0.17ha⇒0.09ha)
評価内容	開園済部分で街区公園として利用可能であり、未着手区域における市営住宅の移転となると代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

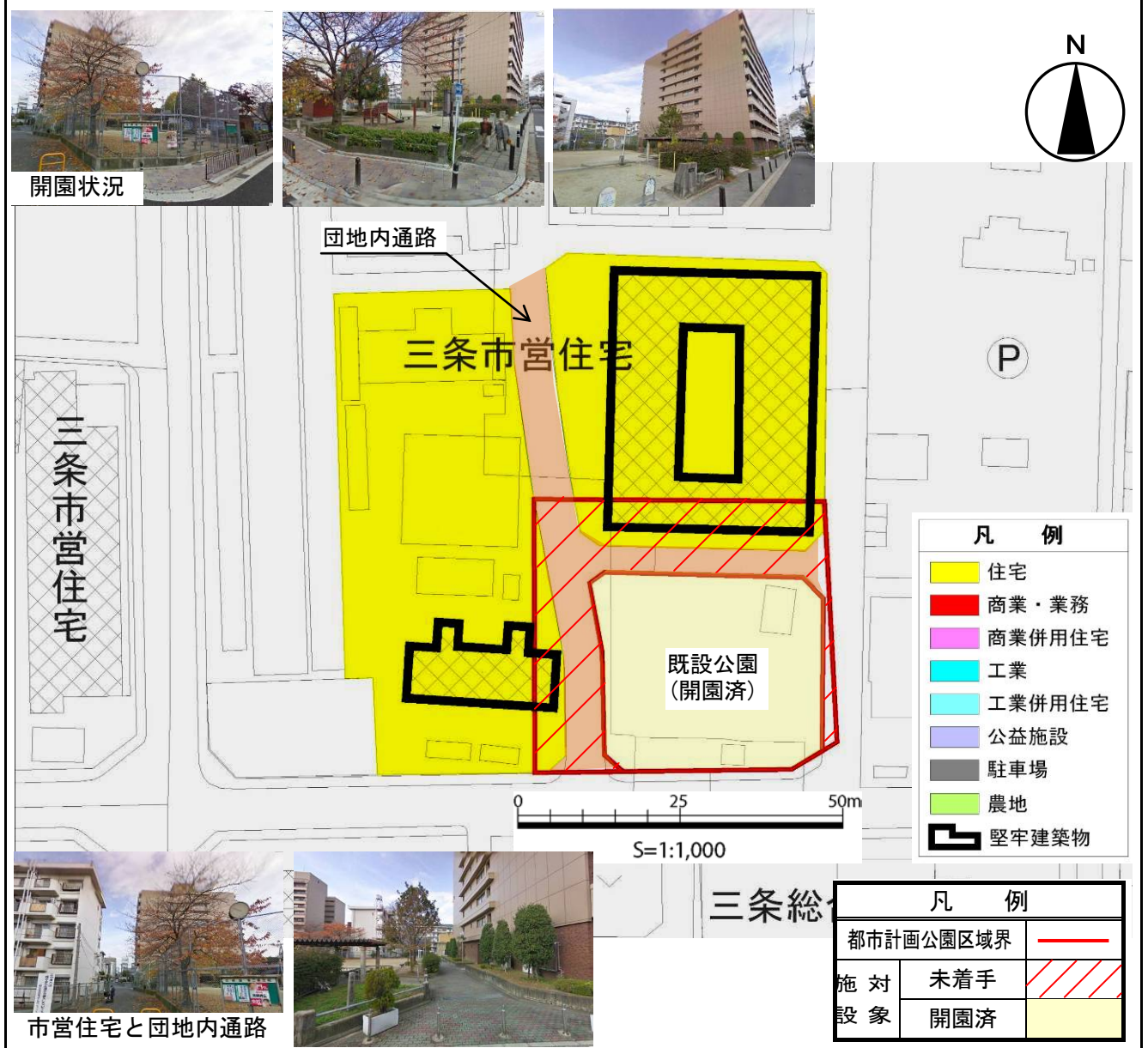
3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	三条東児童公園（さんじょうひがしじどうこうえん）	都市計画番号	83
公園位置		公園種別	街区公園
都市計画決定告示（当初）	昭和35年3月19日	区域面積（当初）	0.172ha
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	52年
都市計画決定理由等	<p>本地区市民の住生活の現況は交通、衛生、保安、防火等の見地から好ましくない状態にあるので、これを別途計画による一団地の住宅経営により居住環境の改良を図ろうとするに当り、公園については本案のように若竹児童公園を廃止し、三条東児童公園を新たに設置しようとするものである。</p> <p>※住宅地区改良事業</p>		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	0.172ha
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	商業地域（400%）
都市計画施設等	—		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし		
地域防災計画	位置付けなし		



開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和57年3月31日
現在の開園面積	0.092ha	未着手面積	0.08ha(未着手率:46.5%)
整備の経過と現在の状況	三条地区の住宅地区改良事業による公園として三条東児童公園(915㎡)が計画区域内に開園済みであるが、計画区域の一部である。 施設の現況:広場、滑り台、パーゴラ、ベンチ、トイレ等		
未着手部分の土地利用	市営住宅12号棟(10F)、5号棟(5F)及び団地内通路として利用されており、全域が市有地である。		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		

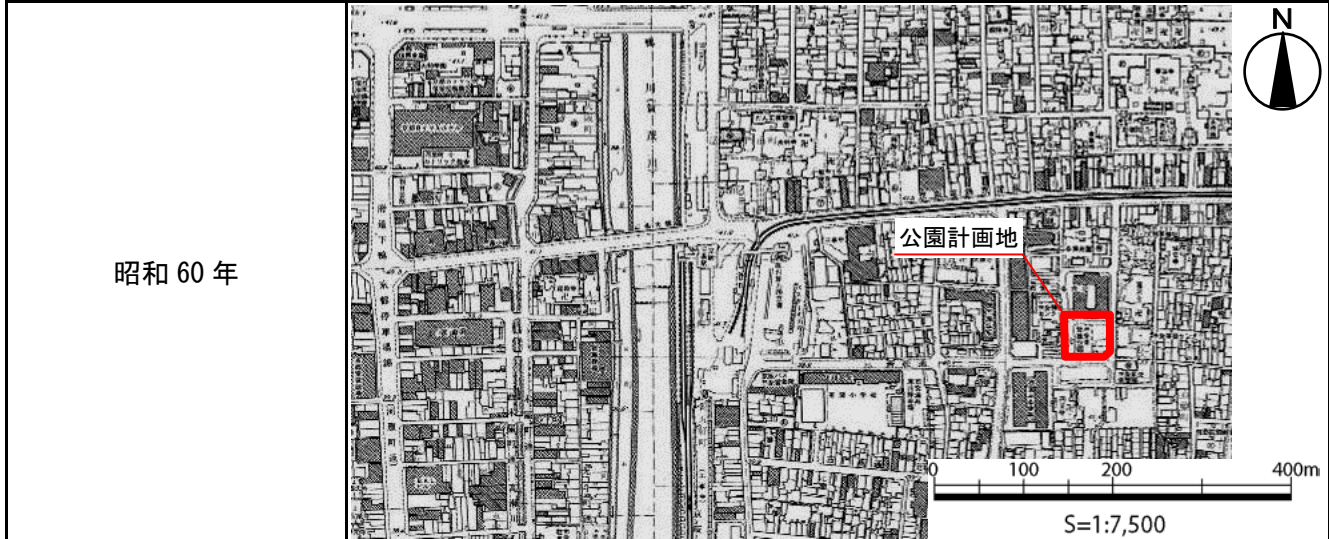
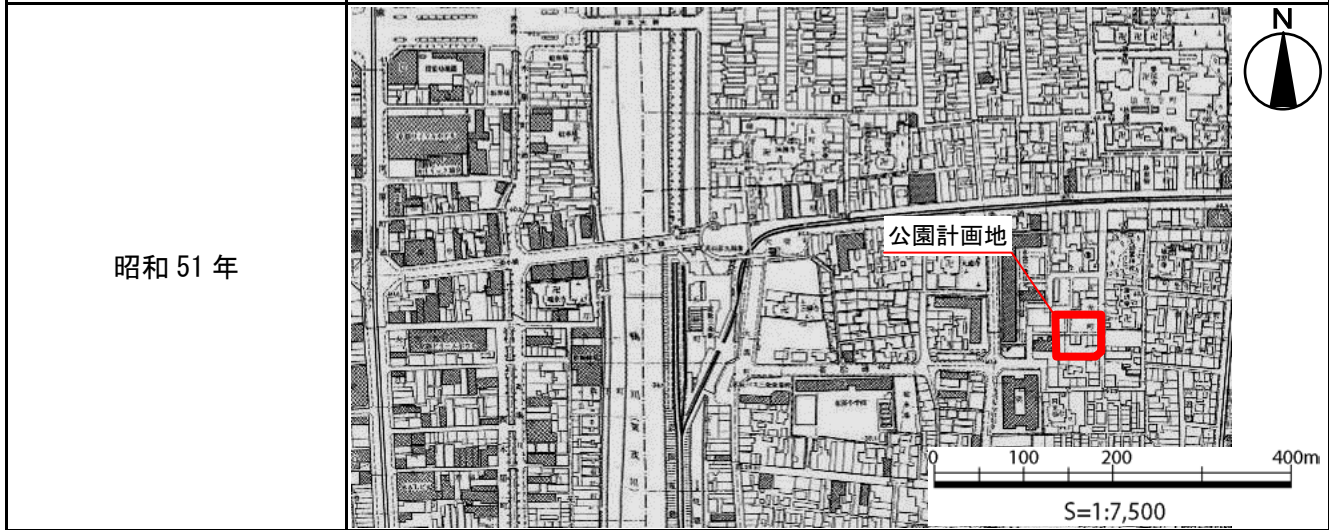
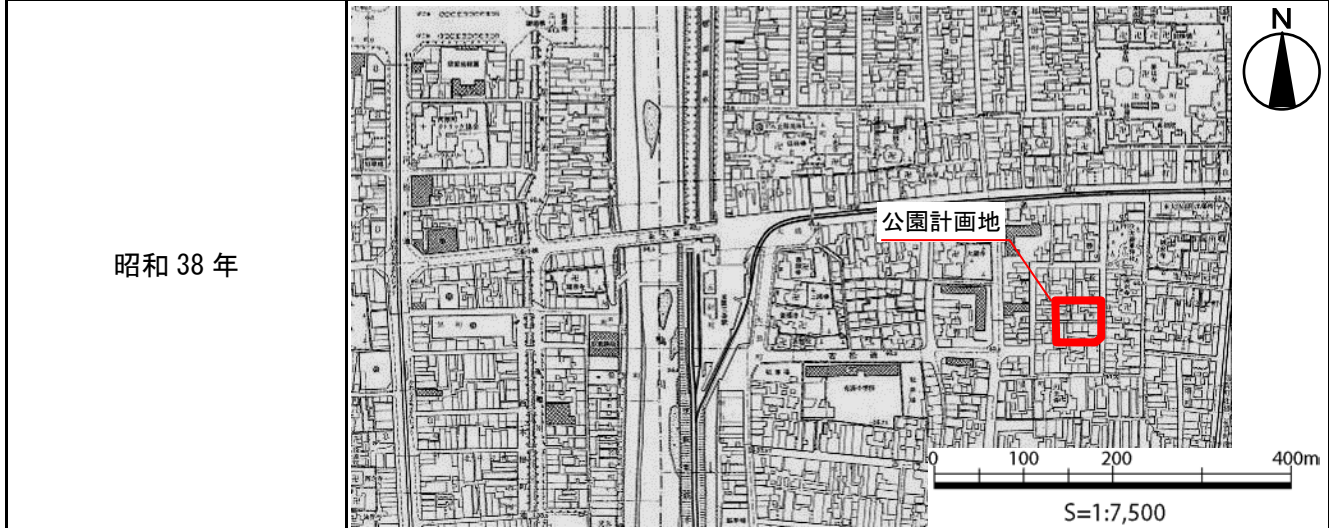
都市計画公園区域と未着手区域(1/1,000)



公園周辺の市街地の変遷 昭和38年の地図では、既に公園計画地を含む周辺地域は市街地を形成している。その後、三条地区の住宅地区改良事業が進められている。

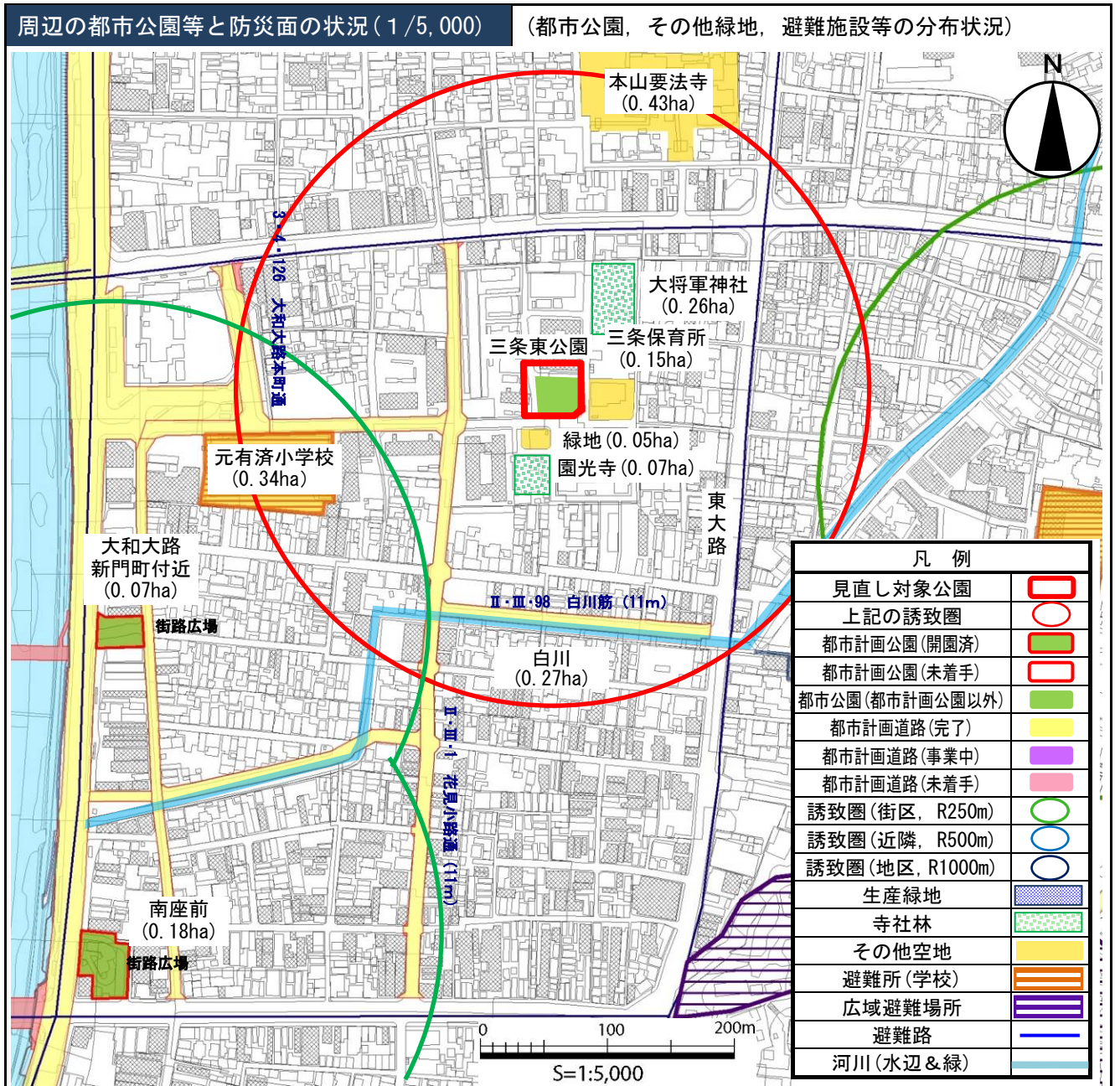
現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：2,768人、面積：20.1ha、人口密度：137.7人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(24町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計)
 誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：2,699人

市街化の変遷図 1/7,500



都市公園等の配置状況	風致公園	誘致圏外	・ 円山公園
	街区公園	誘致圏内	・ (都) 三条東公園 (0.09ha, 開園部分)
		誘致圏外	・ 粟田坊町公園 (0.02ha, 400m東) ・ (都) 先斗町公園 (0.09ha, 500m西 (見直し対象)) ・ (都) 大和大路新門町付近 (0.07ha, 街路広場) ・ (都) 南座前 (0.18ha, 街路広場)
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計: 1.57ha)	—	・ 大將軍神社 (0.26ha) ・ 園光寺 (0.07ha) ・ 緑地 (0.05ha) ・ 元有濟小学校 (0.60haのうち0.34ha) ・ 白川 (0.27ha) ・ 三条保育所 (0.15 ha) ・ 本山要法寺 (0.43 ha)

避難施設等の分布状況	広域避難場所	円山公園, 岡崎公園
	避難所	元有濟小学校: 誘致圏内, 華頂女子中学校: 誘致圏外
	避難路	東大路(南北方向), 三条通(東西方向)



No.24

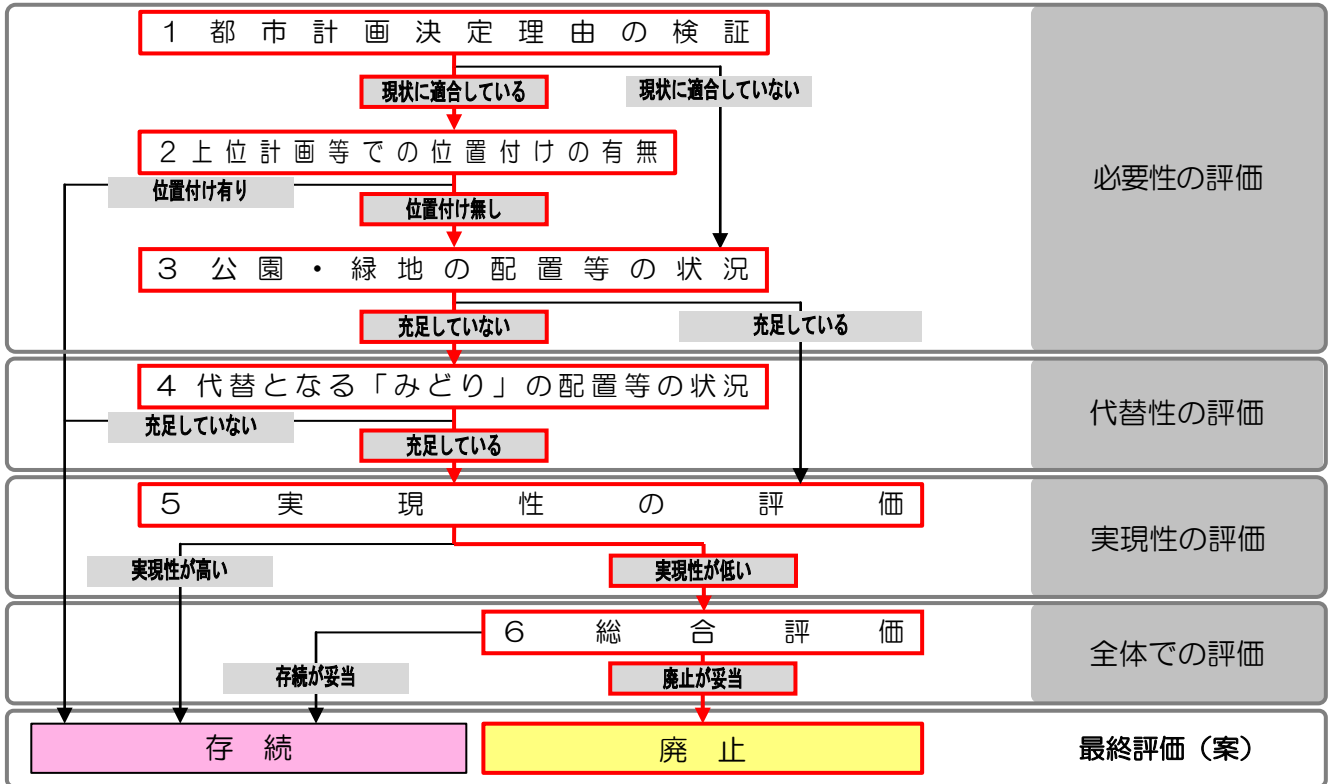
公園・緑地の評価調書

85 楽只児童公園

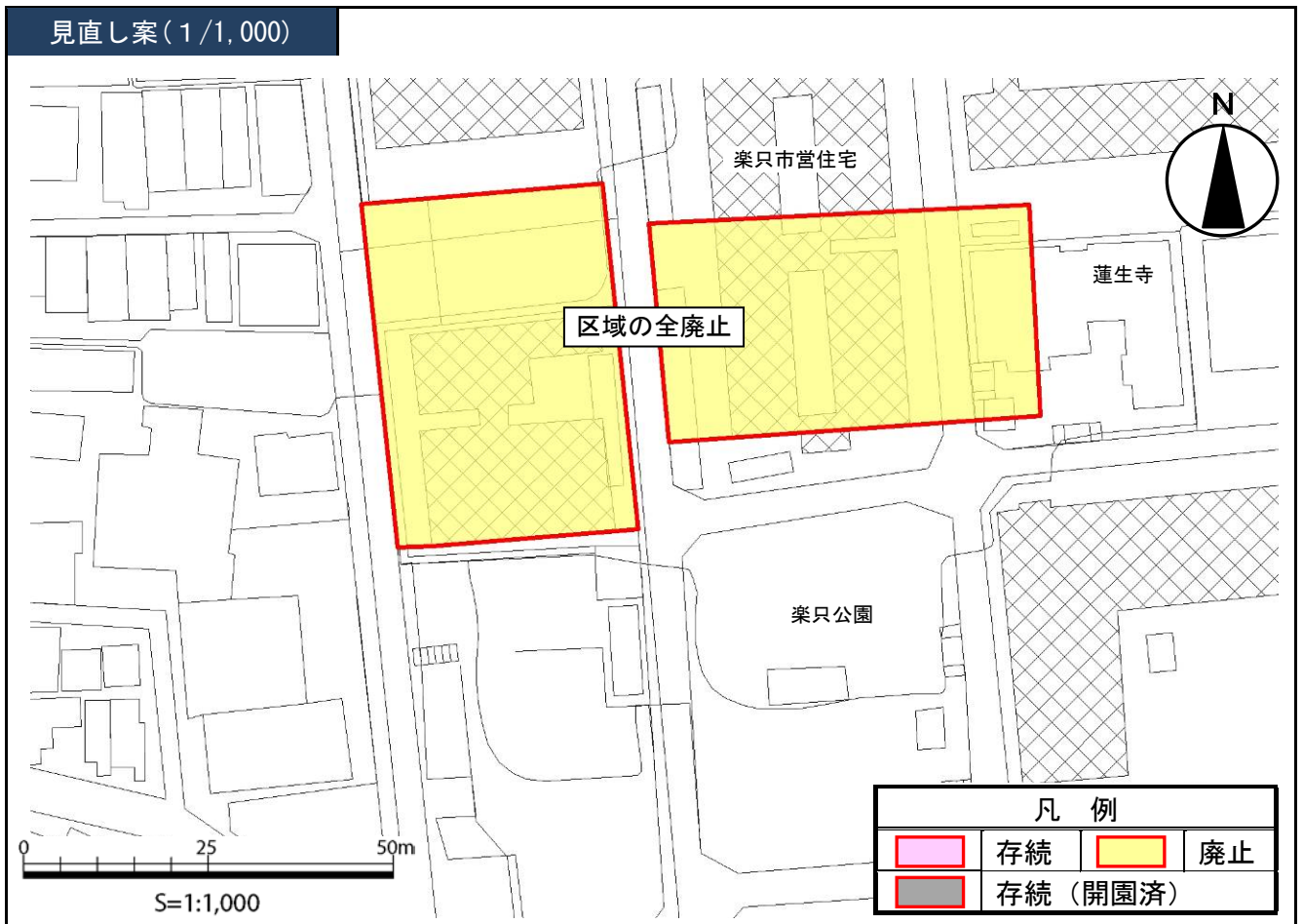
(平成25年1月21日)

楽只児童公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は24 楽只児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（近隣地の状況の推移に伴うもの）は現在も意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体的な整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<p><公園・緑地の配置> 隣接する既設の楽只公園及び楽只東公園（街区公園）が本公園の誘致圏域をほぼカバーしているが、全体の配置に偏りがあるため、街区公園の適正配置の観点において充足していない。</p> <p><公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝1.82 m²/人 ≤ 5m²/人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.35ha（街区公園 0.35ha）÷誘致圏の人口：1,918人</p>
		<p><「みどり」の配置> 楽只公園及び楽只東公園（街区公園）が誘致圏域をほぼカバーしており、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・佛教大学、府立盲学校（防災）</p> <p><「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝8.19 m²/人 ≥ 5m²/人 ※代替となる「みどり」の面積：1.57ha（上記公園・緑地、佛教大学 0.89ha、府立盲学校 0.33ha）÷誘致圏の人口：1,918人</p>
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<p><地域コミュニティの存続への影響> 未着手部分に市営住宅 12 号棟（5F）があり、移転となると地域コミュニティの存続への影響がある。</p> <p><買収対象となる建築物の立地状況> 寺院、市営住宅、学校施設</p> <p><関連事業の状況> 関連事業はない。</p> <p><早期に整備効果が見込めるか> 寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転となると、権利者の合意形成及び代替地の確保等、事業の長期化が推定される。 寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転が必要であり、既存コミュニティへの影響や、権利者の合意形成及び代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。</p>
5 実現性の評価	実現性が低い	
6 総合評価	廃止が妥当	広域避難場所として金閣寺境内が近接しており、佛教大学等も隣接していることから、防災上の問題はない。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	区域の全面廃止 (0.314ha⇒0ha)
評価内容	隣接して都市公園が開設済みであり、未着手区域における寺院の買収及び市営住宅 12 号棟（5F）、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設の移転は困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	楽只児童公園（らくしじど うこうえん）	都市計画番号	85																
公園位置	北区紫野花ノ坊町他	公園種別	街区公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和25年7月8日	区域面積（当初）	0.309ha																
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	61年																
都市計画決定理由等	<p>当初理由：翔鸞，楽只各児童公園附近は元来公園なく児童福祉施設に恵まれないからこの際本公園を新たに追加して児童の保健衛生に寄与しようとするものである。（翔鸞児童公園と同時決定）</p> <p>※住宅地区改良事業 最終変更理由：両公園はともに都市計画の決定をみてから相当の年月を経ており，近隣地の状況の推移に応じ土地利用より検討した結果，本案のように変更しようとするものである。</p>																		
都市計画決定告示（最終）	昭和32年11月15日	区域面積（最終）	0.314ha																
都市計画変更の内容	位置及び面積の変更	用途地域（容積率）	第一種中高層住居専用地域（200%）																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図（1/10,000）	（楽只児童公園の誘致圏域と周辺における同種（街区公園）都市計画公園の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

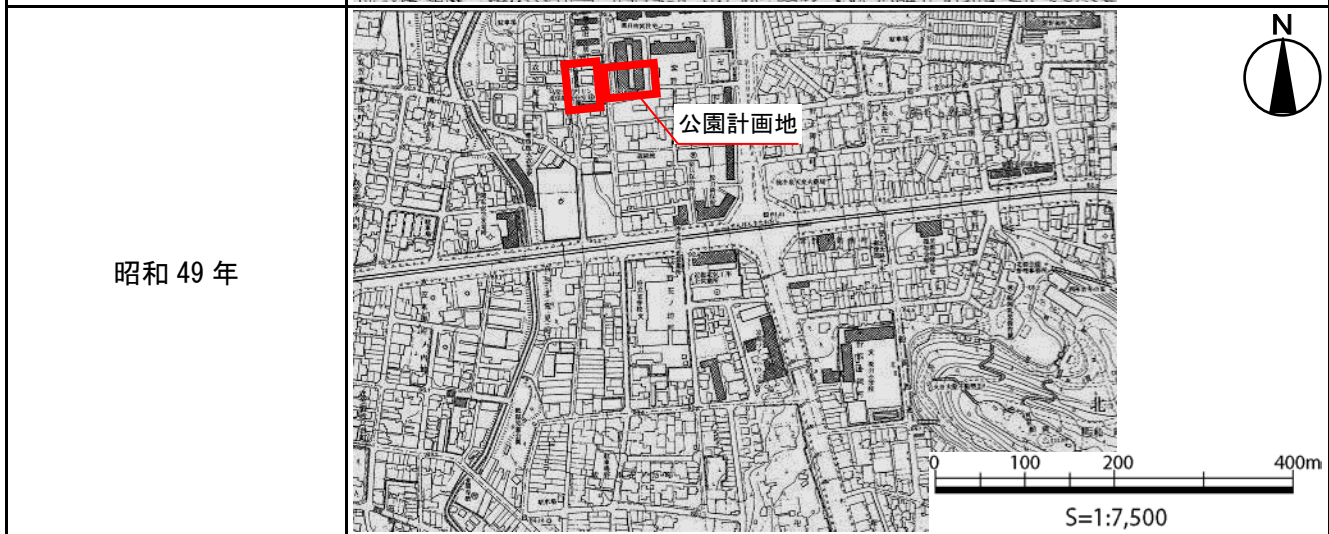
開園状況	全域で未着手	公園設置年月日	昭和26年3月31日
現在の開園面積	0ha	未着手面積	0.314ha(未着手率:100%)
整備の経過と現在の状況	計画区域に隣接して楽只公園(1,710㎡)が整備されているが、計画位置と既設公園の位置が一致しない。 施設の現況:広場、滑り台、あずまや、ブランコ、ベンチ等		
未着手部分の土地利用	市営住宅12号棟(5F)、京都市北総合支援学校楽只サテライト施設及び寺院(蓮生寺)、団地内通路であり、大部分が市有地である。		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	計画区域に隣接して開園済の都市公園がある。(楽只公園(1,710㎡))		



公園周辺の市街地の変遷 昭和38年の地図では、既に公園計画地を含む周辺地域は市街地を形成している。その後、楽只地区の住宅地区改良事業が進められている。

現在人口及び人口密度(誘致圏内の町丁目人口) 人口：2,221人、面積：22.7ha、人口密度：97.9人/ha
 (誘致圏を構成する概ねの町別(7町)人口(国勢調査(H22.10.1)及び面積の合計)
 誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：1,918人

市街化の変遷図 1/7,500

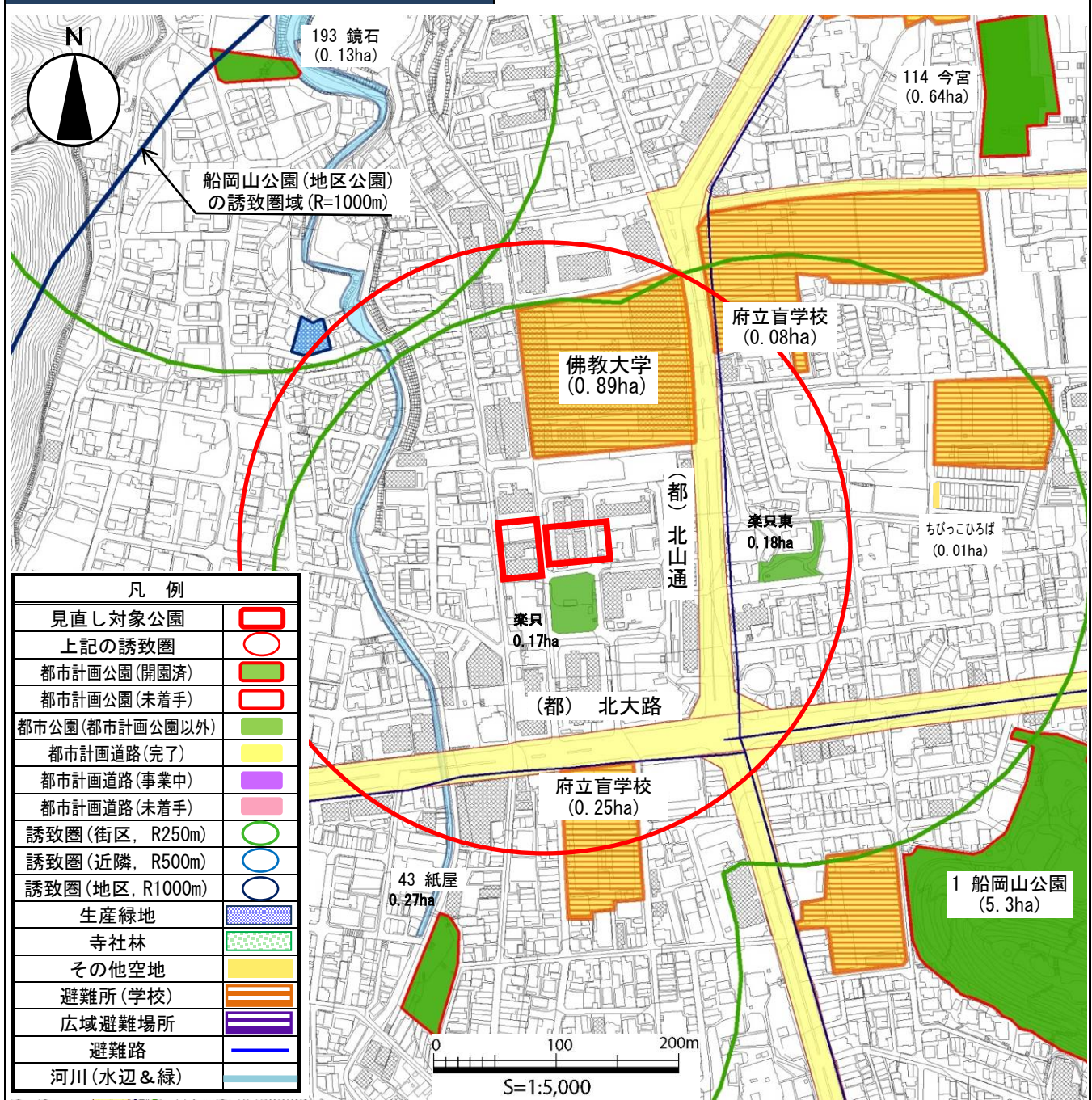


都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏外	・(都)船岡山公園(5.3ha, 500m南東)
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.35ha)	・楽只公園(0.17ha, ほぼ同一場所) ・楽只東公園(0.18ha, 200m東)
		誘致圏内外	・(都)紙屋公園(0.27ha, 400m南) ・(都)鏡石公園(0.13ha, 450m北西) ・(都)今宮公園(0.64ha, 600m北東)
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計: 2.30ha)	・佛教大学(0.89ha) ・府立盲学校(0.72haのうち0.25ha, 1.94haのうち0.08ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	金閣寺境内, 立命館大学衣笠キャンパス
	避難所	佛教大学(隣接北), 府立盲学校(250m北, 南): 誘致圏域内
	避難路	北大路(27m, 東西), 北山通(22m, 南北)

周辺の都市公園等と防災面の状況(1/5,000)

(都市公園, その他緑地, 避難施設等の分布状況)



No.25

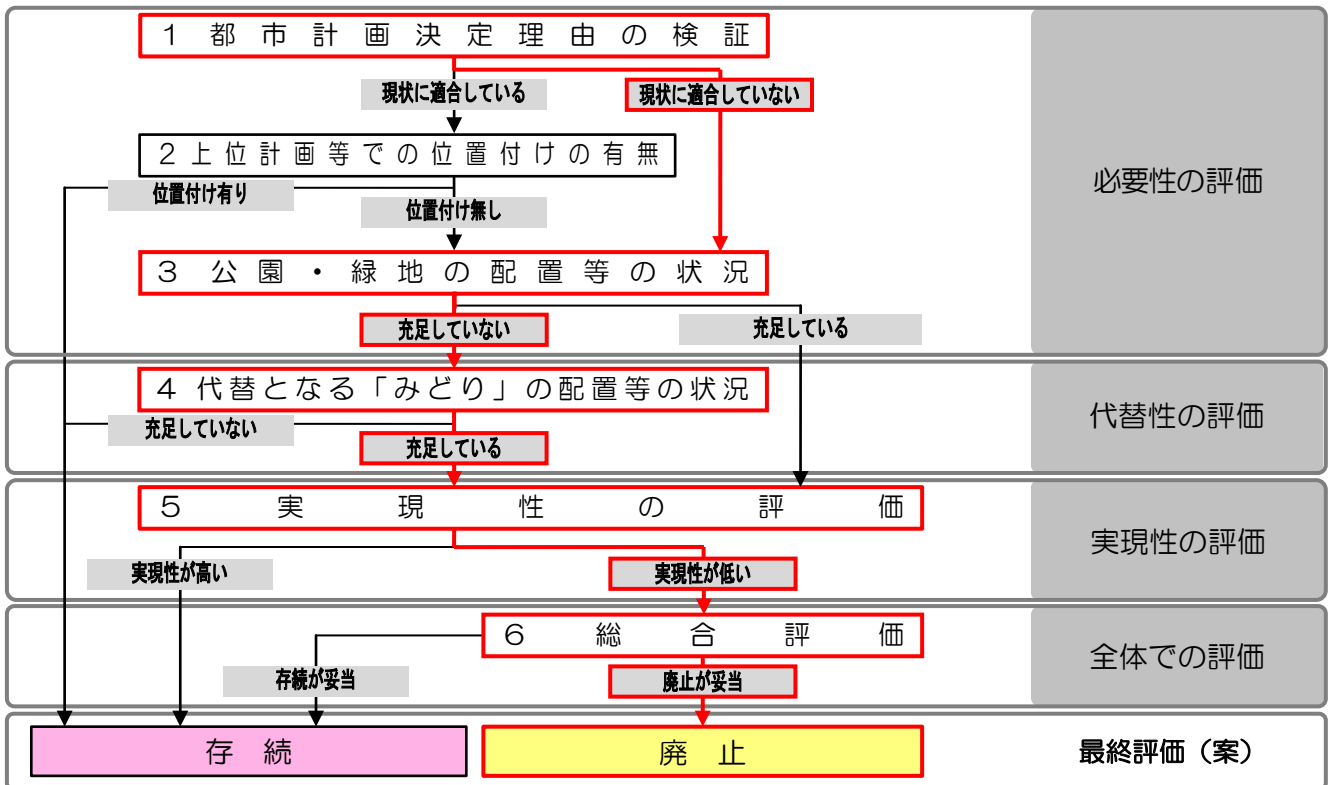
公園・緑地の評価調書

86 崇仁児童公園

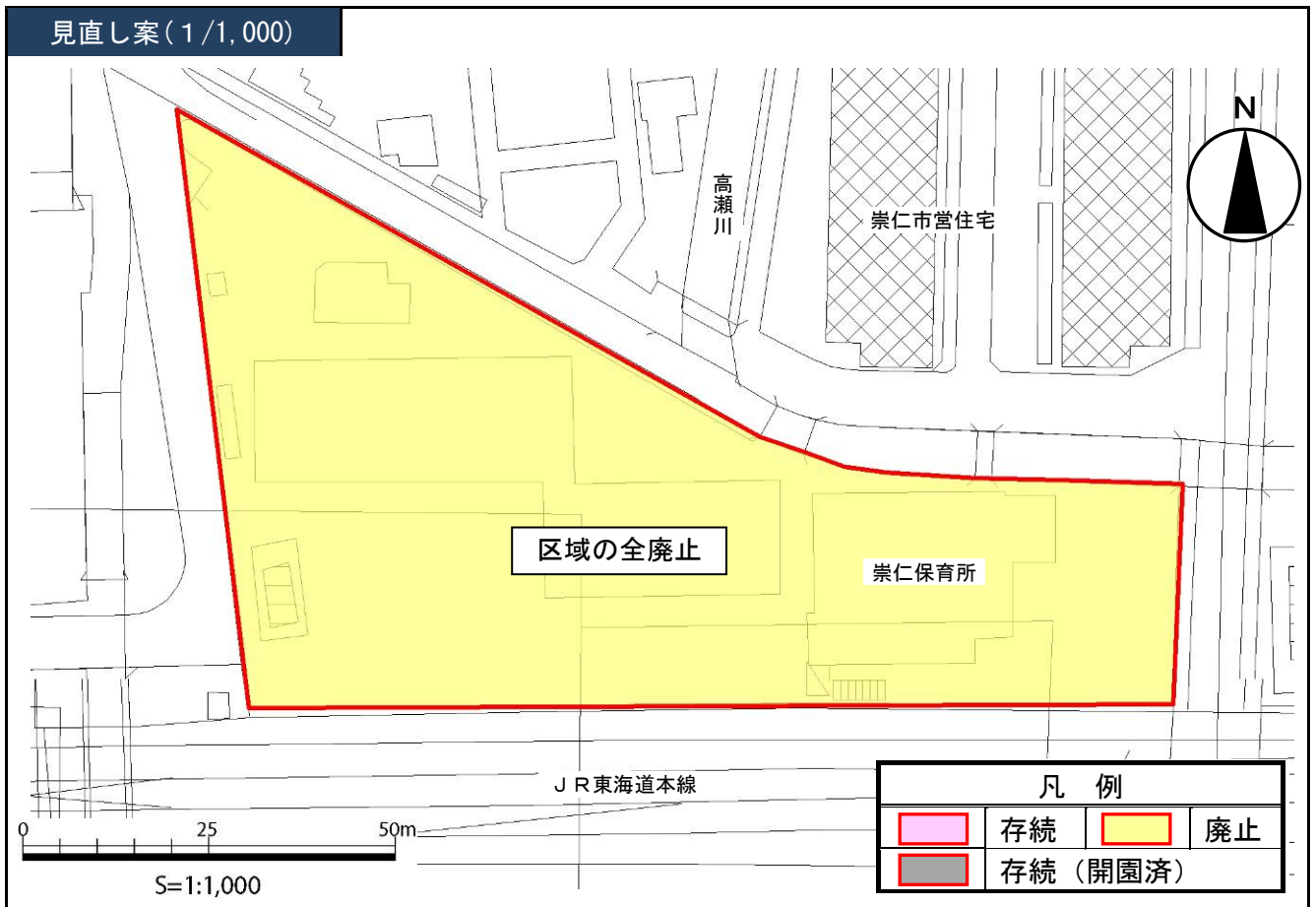
(平成25年1月21日)

崇仁児童公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は 25 崇仁児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合していない	都市計画決定理由（疎開跡地を利用し本案のように児童を対象とした公園施設を造成）は現在意義を失っている。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 既存の崇仁公園及び屋形町公園、宮の内公園、皆山公園、北岩本公園（街区公園）が誘致圏域をほぼカバーしており、街区公園の適正配置の観点において充足している。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝2.93 m ² /人 ≤ 5m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.35ha（街区公園 0.35ha）÷誘致圏の人口：1,194人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 既存の崇仁公園及び屋形町公園、宮の内公園、皆山公園、北岩本公園（街区公園）が誘致圏域をほぼカバーしており、誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・鴨川・高瀬川（環境保全、景観形成、防災） ・元崇仁小学校・下京地域体育館（防災） ・ちびっこひろば（レクリエーション）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝18.01 m ² /人 ≥ 5m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：2.15ha（上記公園・緑地、鴨川 0.62ha、高瀬川 0.26ha、元崇仁小学校 0.80ha、下京地域体育館 0.09ha、ちびっこひろば 0.03ha）÷誘致圏の人口：1,194人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 第一保育所、第二保育所（RC2F）、資料館
		<関連事業の状況> 崇仁地区住宅地区改良事業
		<早期に整備効果が見込めるか> 保育所等の移転となると、代替地の確保等、事業の長期化が推定される。
		用地買収は必要無いものの、保育所等の移転となると、代替地の確保等により事業の長期化が推定されることから、実現性が低いと判断する。
6 総合評価	廃止が妥当	避難所として元崇仁小学校、下京地域体育館が近接しており、防災上の問題はない。

※[] は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



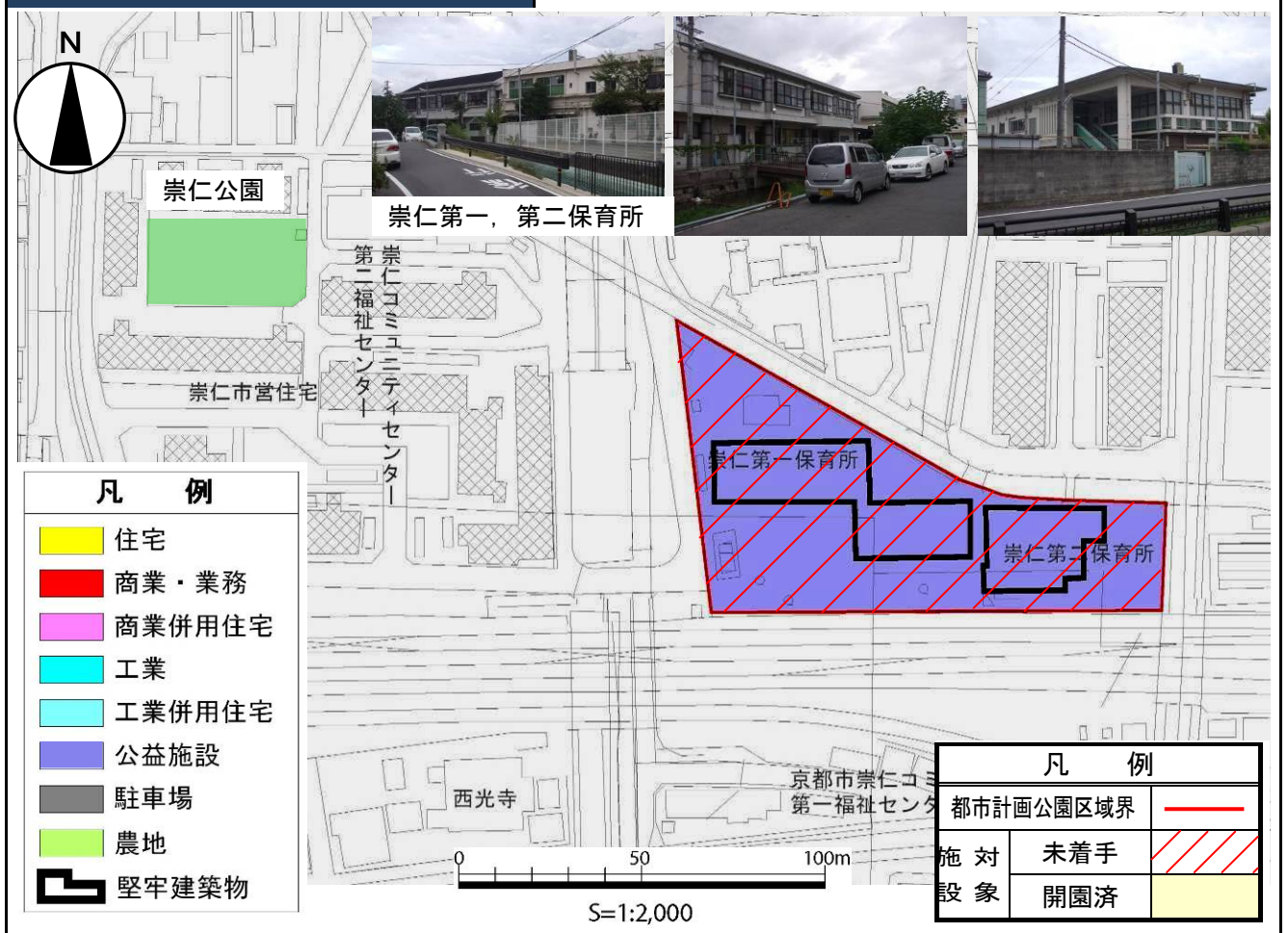
見直し案	区域の全面廃止 (0.422ha⇒0ha)
評価内容	未着手区域における保育所等の移転は代替地の確保等困難と推定されることから、未着手区域は廃止とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	崇仁児童公園（すうじんじどうこうえん）	都市計画番号	86																
公園位置	下京区下之町他	公園種別	街区公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和27年3月31日	区域面積（当初）	0.422ha																
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	59年																
都市計画決定理由	疎開跡地を利用し本案のように児童を対象とした公園施設を造成し、児童福祉並びに一般市民の文化生活の向上に寄与しようとするものである。 ※時代背景：第二次世界大戦																		
都市計画決定告示（最終）	昭和30年5月27日(86号)	区域面積（最終）	0.422ha																
都市計画変更の内容	番号の変更	用途地域（容積率）	近隣商業地域（300%）																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図（1/10,000）	（崇仁児童公園の誘致圏域と周辺における同種公園（街区公園）の誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

開園状況	全域で未着手	公園設置年月日	昭和28年3月31日
現在の開園面積	0ha	未着手面積	0.422ha(未着手率:100%)
整備の経過と現在の状況	<p>公園計画区域に一旦公園が整備されたものの、その後の住宅地区改良事業の施行に伴い、昭和40年度に公園計画区域の一部に隣保館及び第一保育所が建設され、代替地として近くの元郵政省跡地(約760㎡)が公園化された。更に、43年度には公園計画区域の残りの土地に第二保育所が建設され、代替地として近くの元隣保館用地約600㎡が公園化された。</p> <p>施設の現況：公園区域内には開園部なし</p>		
未着手部分の土地利用	第一保育所、第二保育所(RC2F)、資料館		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定と開園状況には不整合はない。(計画区域と異なる場所にある公園は開園面積にカウントしない)		

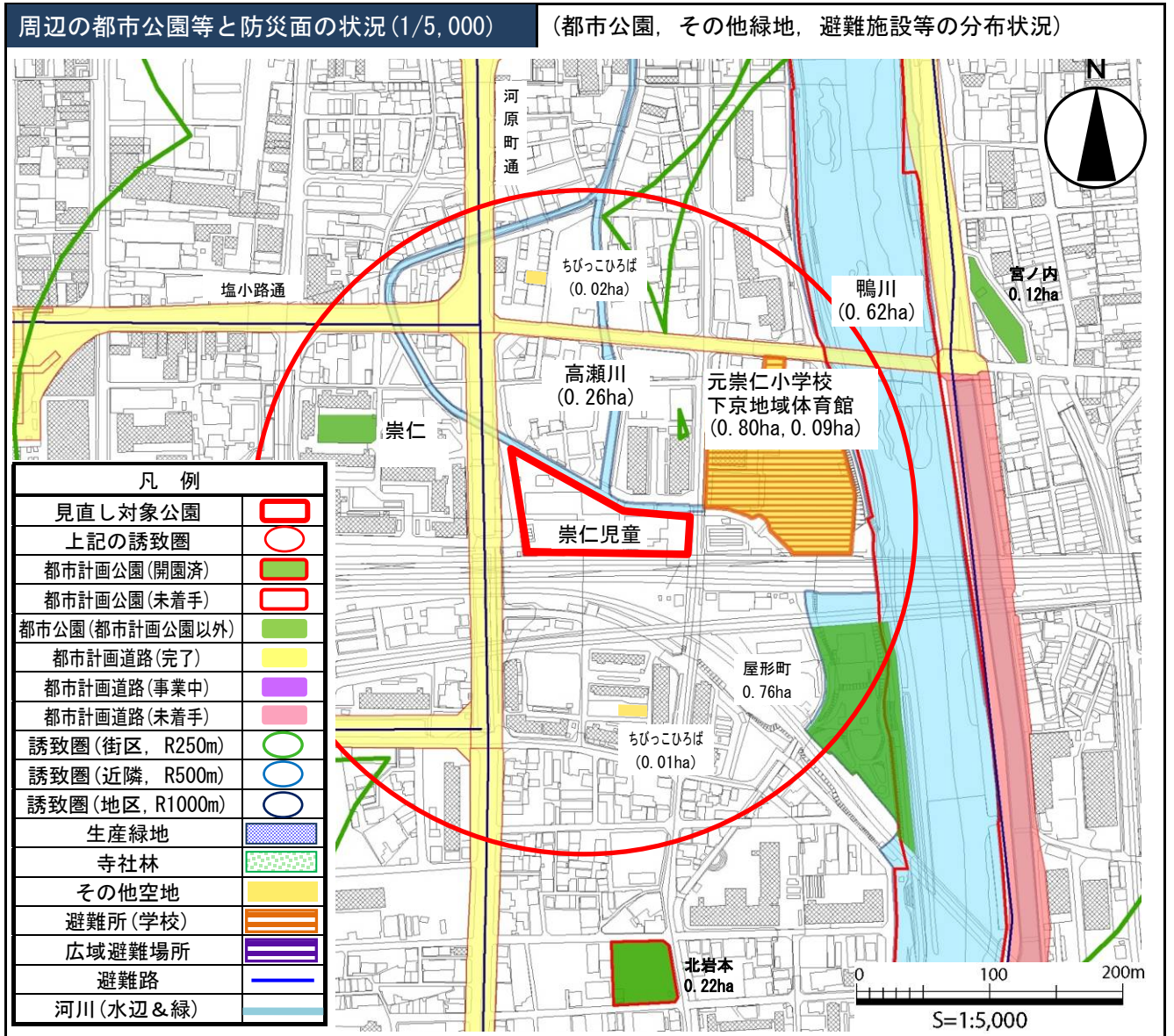
都市計画公園区域と未着手区域(1/2,000)



<p>公園周辺の市街化の変遷</p>	<p>昭和38年の地図では、公園計画地は公園となっているが、昭和50年の地図では、施設が設置されている。昭和50年、平成6年の地図では、公園の周辺において崇仁地区の住宅地区改良事業が進められている。</p>
<p>現在人口及び人口密度 (誘致圏内の町丁目人口)</p>	<p>人口：1,407人、面積：23.1ha、人口密度：60.9人/ha (誘致圏を構成する概ねの町別(6町)人口(国勢調査(H22.10.1))及び面積の合計) 誘致圏域(19.6ha)に換算した人口：1,194人</p>
<p>市街化の変遷図</p>	<p>1/10,000</p>
<p>昭和38年</p>	
<p>昭和50年</p>	
<p>平成6年</p>	

都市公園等の配置状況	近隣公園	誘致圏内外	—
	街区公園	誘致圏内 (小計: 0.35ha)	・屋形町公園 (0.44haのうち0.35ha, 250m南東)
		誘致圏外	・宮の内公園 (0.12ha, 400m東) ・皆山公園 (0.06ha, 400m北) ・(都)北岩本公園 (0.22ha, 300m南)
	その他緑地	誘致圏内	・鴨川緑地 (0.62haのうち開園部分は0ha)
その他空地	誘致圏内 (小計: 1.18ha)	・高瀬川 (0.26ha) ・元崇仁小学校 (0.80ha) ・下京地域体育館 (0.09ha) ・ちびっこひろば (0.03ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	日吉ヶ丘高校グラウンド, 殿田公園, 梅小路公園
	避難所	元崇仁小学校, 下京地域体育館: 誘致圏内
	避難路	河原町通 (22m, 南北方向), 塩小路通 (22m, 東西方向)



No.26

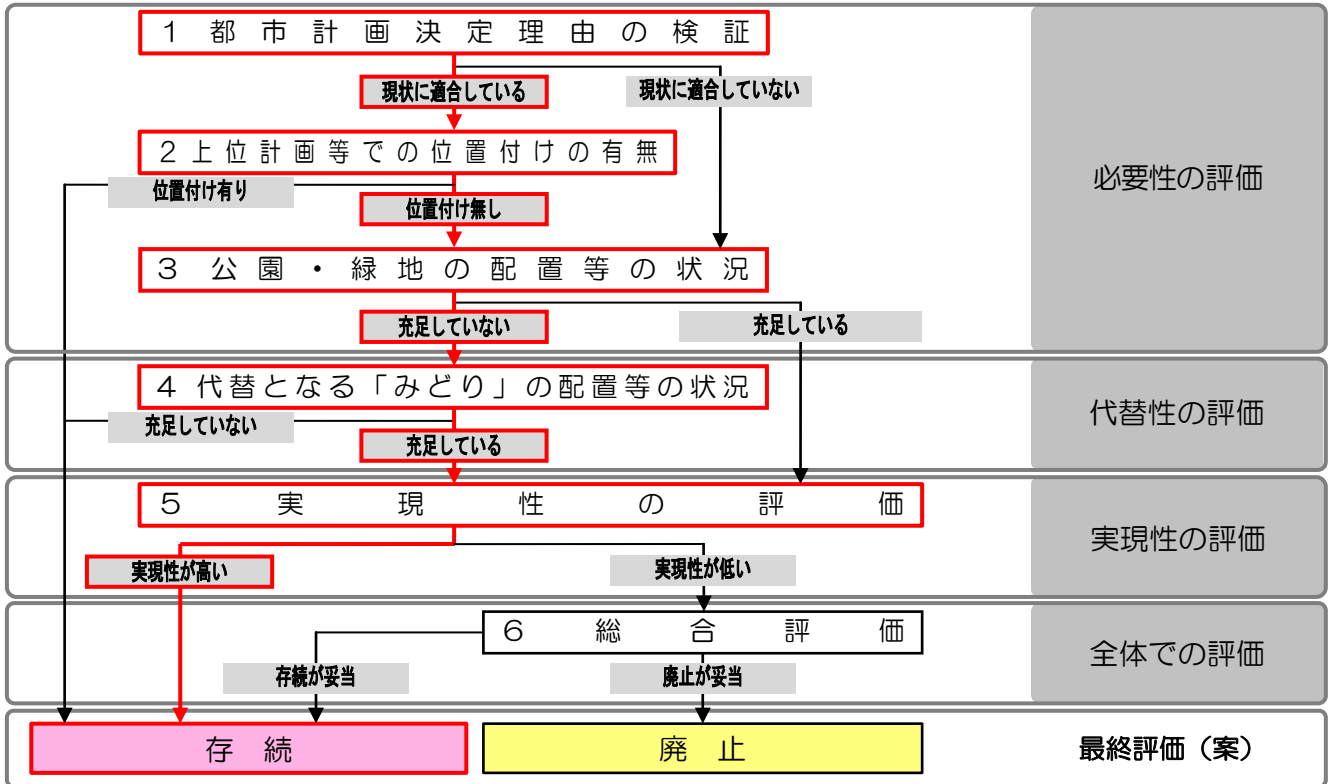
公園・緑地の評価調書

117 松賀茂児童公園

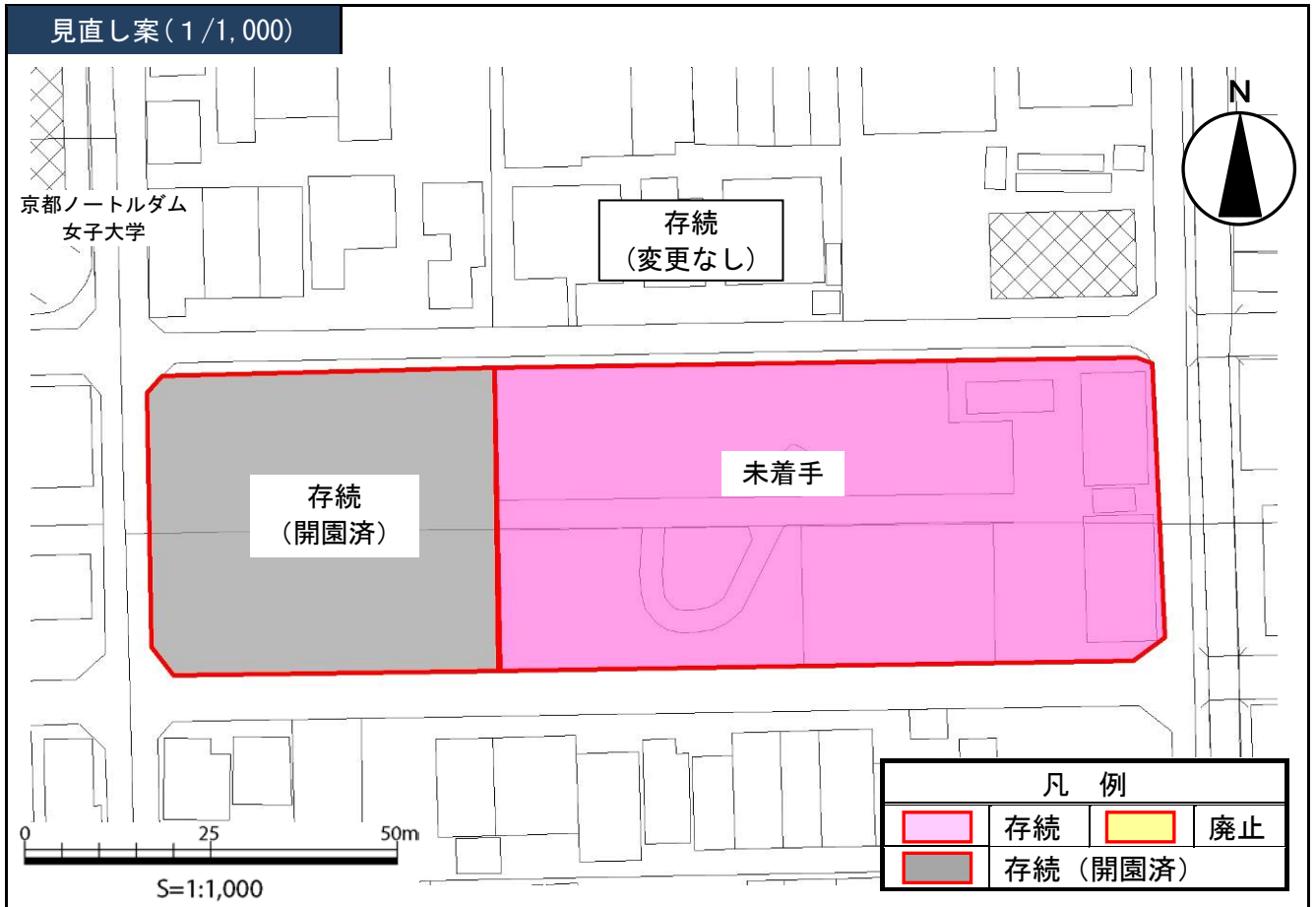
(平成25年1月21日)

松賀茂児童公園の見直し方針

1. 見直し案



※詳細の評価内容は26 松賀茂児童-2 頁の「2. 見直し評価結果と内容」を参照



2. 見直し評価結果と内容

評価指標	評価結果	評価内容
1 都市計画決定理由の検証	現状に適合している	都市計画決定理由（土地区画整理児童公園留保地の内洛南組合、桂駅西口組合、今宮組合、賀茂之荘組合、松賀茂組合の九児童公園留保地を都市計画公園として決定）は現在においても意義がある。
2 上位計画等での位置付けの有無	位置付け無し	本公園の具体の整備に関する位置付けはない。
3 公園・緑地の配置等の状況	充足していない	<公園・緑地の配置> 他の街区公園の誘致圏域と離れているため、街区公園の適正配置の観点からは充足していない。
		<公園・緑地の面積> 誘致圏域内の一人当たり公園・緑地面積＝1.41 m ² /人 ≤ 5m ² /人 ※誘致圏の公園・緑地面積：0.23ha（広域公園 0.03ha, 街区公園 0.20ha）÷誘致圏の人口：1,629人
4 代替となる「みどり」の配置等の状況	充足している	<「みどり」の配置> 誘致圏域内において、環境保全、景観形成、レクリエーション、防災という公園・緑地が持つ機能を代替する「みどり」が一定充足している。 ・ノートルダム学院小学校・京都ノートルダム女子大学（防災）
		<「みどり」の面積> 誘致圏域内の一人当たり「みどり」面積＝8.47 m ² /人 ≥ 5m ² /人 ※代替となる「みどり」の面積：1.38ha（上記公園・緑地、ノートルダム学院小学校 0.47ha, 京都ノートルダム女子大学 0.68ha）÷誘致圏の人口：1,629人
5 実現性の評価	実現性が高い	<地域コミュニティの存続への影響> 地域コミュニティの存続への影響はない。
		<買収対象となる建築物の立地状況> 買収対象となる建築物はない。
		<関連事業の状況> 関連事業はない。
		<早期に整備効果が見込めるか> 用地買収を伴わないため、着手すれば早期に整備効果を見込める。 未着手区域は市有地であり用地買収がないことから、実現性が高いと判断する。
6 総合評価	—	—

※[]は見直し検討手順では必要としないが参考として掲載している。



見直し案	存続（変更なし） (0.538ha⇒0.538ha)
評価内容	未着手区域は市有地であり移転対象となる建築物もないことから存続とする。

3. 公園の概要

公園名称（ふりがな）	松賀茂児童公園（まつがもじ どうこうえん）	都市計画番号	117																
公園位置	左京区松ヶ崎芝本町他	公園種別	街区公園																
都市計画決定告示（当初）	昭和31年6月1日	区域面積（当初）	0.538ha																
事業認可	—	経過年数（平成24年3月31日基準）	55年																
都市計画決定理由等	土地区画整理児童公園留保地の内洛南組合、桂駅西口組合、今宮組合、賀茂之荘組合、松賀茂組合の九児童公園留保地を都市計画公園として決定しようとするものである（他地区を含め、同時に9か所決定）																		
都市計画決定告示（最終）	変更なし	区域面積（最終）	0.538ha																
都市計画変更の内容	—	用途地域（容積率）	第一種低層住居専用地域（80%）																
都市計画施設等	—																		
上位計画等での位置付け	個別具体の記述なし																		
地域防災計画	位置付けなし																		
位置図（1/10,000）	（松賀茂児童公園の誘致圏域と周辺における同種（街区公園）の都市計画公園誘致圏域）																		
<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">凡例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>見直し対象公園</td> </tr> <tr> <td></td> <td>上記の誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同種都市計画公園誘致圏域</td> </tr> <tr> <td></td> <td>同上（未着手有）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>関連土地区画整理事業</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（開園済）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>都市計画公園（未着手）</td> </tr> </tbody> </table>				凡例			見直し対象公園		上記の誘致圏域		同種都市計画公園誘致圏域		同上（未着手有）		関連土地区画整理事業		都市計画公園（開園済）		都市計画公園（未着手）
凡例																			
	見直し対象公園																		
	上記の誘致圏域																		
	同種都市計画公園誘致圏域																		
	同上（未着手有）																		
	関連土地区画整理事業																		
	都市計画公園（開園済）																		
	都市計画公園（未着手）																		

開園状況	一部開園済	公園設置年月日	昭和36年3月1日
現在の開園面積	0.199ha	未着手面積	0.339ha(未着手率:63.0%)
整備の経過	松賀茂地区土地区画整理事業により、公園用地は全域で確保され、約半分程度開園している。未着手区域は倉庫及び苗場として利用されている。 施設の現況：広場、パーゴラ、滑り台、ブランコ、ベンチ等		
未着手部分の土地利用	市建設局倉庫及び苗場等として暫定的に利用：市有地		
樹林地等の有無	該当なし。		
現時点での整備予定	現時点で整備予定はない。		
整備の遅れによる地域の問題・課題	特になし。		
都市計画決定と開園部の整合状況	都市計画決定面積と開園面積の不整合はない。		



公園周辺の市街化の変遷 昭和46年の地図では、既に公園計画地は公園となっており（昭和36年公園設置）、公園の周辺地域では市街地が形成されている。

現在人口及び人口密度（誘致圏内の町丁目人口） 人口：1,820人、面積：21.9ha、人口密度：83.2人/ha
 （誘致圏を構成する概ねの町別（7町）人口（国勢調査（H22.10.1））及び面積の合計）
誘致圏域（19.6ha）に換算した人口：1,629人

市街化の変遷図 1/10,000



都市公園等の配置状況	近隣公園以上	誘致圏内	・宝池公園(128.9haのうち0.03ha,開園部分,300m北)
	街区公園	誘致圏内	・(都)松賀茂児童公園(0.20ha,開園部分)
		誘致圏外	・(都)茶の木原公園(0.21ha,600m北) ・(都)下鴨膳部公園(0.21ha,600m南) ・萩公園(0.42ha,400m西) ・吉町田公園(0.02ha,400m東)
	その他緑地	誘致圏内	—
その他空地	誘致圏内 (小計:1.15ha)	・ノートルダム学院小学校(1.05haのうち0.47ha) ・京都ノートルダム女子大学(0.68ha)	

避難施設等の分布状況	広域避難場所	宝池公園スポーツ広場, 府立植物園
	避難所	ノートルダム学院小学校:誘致圏内, 洛北高等学校:誘致圏外
	避難路	下鴨本通(22m,南北方向), 北山通(22m,東西方向)

